

釧路市地域づくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、釧路市都市計画マスタープラン地域別構想に定める地域における、市民協働の地域づくり事業（以下「地域づくり事業」という。）に対し、当該地域のまちづくりの推進に貢献することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 地域づくり事業に対する補助金（以下「補助金」という。）は、別紙1に掲げる地域づくり事業（複数の事業に係るものを含む。）に交付するものとする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、地域づくり事業に要する経費（当該事業に関し市以外のものから補助金が交付される場合は、その額を減じた額）のうち100分の90以内の額とする。

(補助金の交付申請者)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、釧路市都市計画マスタープランの目的にそった、営利を目的としない市民団体とする。

(計画案の提出)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ地域づくり事業に関する計画案（以下「計画案」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付対象者の選考)

第6条 市長は、前条の計画案に基づいて、補助金を交付しようとする者を定め、その者に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、市長の定める時期までに、補助金交付申請書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）及び事業予算書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書等を受理した場合には、当該申請書の内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、第12条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

2 前条の通知を受けた者が、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき、概算払をすることを決定したときは、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金の使用制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を地域づくり事業に直接必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業完了後1ヶ月以内に事業実績報告書(第5号様式)に事業実績書(第6号様式)及び収支決算書(第7号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合においては、その事業実績報告書等の審査及び必要に応じて行う検査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第10条の規定に違反したとき。

(2) 補助を受けることについて、不正の行為があったとき。

(3) その他、補助することが不相当と認められる事実があったとき。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者に対し、その補助事業について検査又は指示を行う事が出来る。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者に対し、帳簿、書類等の閲覧及び資料の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月23日より施行する。

地域づくり事業一覧

別紙 1

事業区分	事業内容
憩いの場づくり事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然、緑、歴史等を利用した憩いの場づくり 2. 子供達の遊び場づくり 3. お年寄りのくつろげる場所づくり 4. 公園づくり 5. 散策路の整備 6. 空地を利用した憩いの場づくり 7. その他、憩いの場づくりに係る事業
花と緑のまちづくり事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緑豊かなやすらぎのあるまちづくり 2. 花に囲まれた、楽しめるまちづくり 3. 緑のネットワークづくり 4. 緑の拠点づくり 5. 緑の管理 6. その他、花と緑のまちづくりに係る事業
景観づくり事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木や花による景観づくり 2. 特色ある沿道景観の形成 3. 山坂をいかした景観づくり 4. 自然と調和した、美しい水辺空間の形成 5. 自然景観の保全 6. 美しい街並みの保全 7. 景観ポイントの整備 8. その他、景観づくりに係る事業
自然環境保全事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川、湿原、海岸等、市街地周辺の自然環境の保全と利用 2. 市街地内の自然環境の保全と利用 3. 動植物にやさしい環境づくり 4. その他、自然環境の保全に係る事業
自然ふれあい推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然とのふれあいの場の整備 2. 自然観察の場の整備 3. 自然とふれあえる公園づくり 4. その他、自然とのふれあいに係る事業
コミュニティ・交流活動推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の特色をいかした交流の場づくり 2. 公園等を利用したコミュニティの形成 3. 世代の交流 4. イベント、祭り等の開催 5. その他、コミュニティ・交流活動に係る事業